秋田県青少年健全育成審議会運営要綱改正案の新旧対照表

新	旧
１～４　略 ５　部会の議決 （1）　条例第２３条の２第５項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項については、条例第２０条第１項第１号及び第２号に定める事項の調査審議に関することとする。 （2）　部会長は、部会の議決があった事項については、その都度、会長に報告するとともに、次の審議会にその要旨を報告するものとする。 ６　審査基準 略 ７　現地調査 略 ８　事務局 略 ９　雑則 略	１～４　略 ５　審査基準 略 ６　現地調査 略 ７　事務局 略 ８　雑則 略